

新しい法律のご案内

- すべての会社と団体が個人情報保護法の対象に 1頁
- 消費者契約法が改正されました 2頁
- 定年再雇用後の賃金減額に「合理性」—会社側が逆転勝訴 3頁
- アメリカで充実した日々を過ごしています 4頁
- 事務局だより 5頁

すべての会社と団体が個人情報保護法の対象に



弁護士
松森 彬

個人情報保護法の大きな改正があり、来年（平成29年）春に全面施行される予定です。

1 すべての会社・団体が法律の対象に

これまでは5000人以上の個人情報を扱う会社や団体だけが対象でしたが、すべての事業者が法律の対象になりました。外国では小規模事業者も対象にしていることが影響しています。これからは中小企業も非営利団体も個人情報保護法を守る必要があります。たとえば、個人情報を当初の目的以外に使用することはできません。また、個人情報が持ち出されたり漏えいされたりしないように注意する義務もあります。ただ、ネットを使わないような小規模業者にあまり重い措置を求めることも問題です。そこで、蕎麦屋さんなどは配達先を書いた帳面を引出に片付けるのでよいという解説もされています。

2 自治会や同窓会の名簿を作るときの注意事項

自治会や同窓会の名簿は多くが5000人以下という理由で対象になりませんでした。しかし、これからはすべて対象になります。しかし、法律の定めているルール（内容は常識的なことです）を守れば名簿作成は可能です。会員の連絡のために使う等の利用目的を定めて、また、会員に対し名簿の盗難や紛失に気をつけ、転売をしないように呼びかけるなどの注意をすることで名簿の作成・配布はできます。

3 個人情報保護委員会の設置など

個人情報やマイナンバーの取扱いを監督する「個人情報保護委員会」が今年1月にできました。公正取引委員会のように独立性を持っており、委員長は堀部政男さんという学者です。

その他、今回の法律改正では、個人情報を加工したものの扱いや、いわゆる名簿屋の法規制、データベース等提供罪の新設などが定められました。

4 個人情報とプライバシーの違い

平成17年に個人情報保護法ができたときは過剰反応があり、学校の緊急連絡網や

自治会の名簿が作られなくなったり、役所や会社がプライバシーを理由に不祥事を隠したりしました。個人情報保護法の正確な理解が求められます。

個人情報とプライバシーは厳密には意味が異なります。「個人情報」は、個人の氏名、生年月日、住所などの個人を特定する

情報のことを言います。また、「プライバシー」は、私生活や個人の秘密などの意味で使われます。両者の関係については様々な議論がありますが、たとえとして、封筒の宛名の氏名や住所の情報は「個人情報」であり、封筒の中身に書かれてある情報は「プライバシー」だと説明されたりします。

消費者契約法が改正されました



弁護士
高江 俊名

2016年6月3日、消費者契約法の改正法が国会で成立しましたので、主な改正点をご紹介します（施行は1年後の2017年6月3日からの予定です）。

1 「事実と異なることを告げられて契約した場合」の取消の拡張

消費者契約法は、契約の対象となる商品やサービスに関し、「重要事項」について事業者が事実と異なることを告げ、そのために消費者が「誤認」して契約をしてしまった場合は、消費者は契約を取り消すことができると定めています。

改正法では、この「重要事項」の範囲が、契約対象の商品やサービスそのものに関する事項に限らず、消費者にとってその契約を必要とする事情にまで広げられました。

これまでは、例えば、家の床下に白アリがいるという虚偽の事実を告げられてリフォーム工事をしてしまったという場合、リ

フォーム工事の内容そのものについて虚偽が告げられたわけではないため、取消はできないとされてきました。今回の改正により、そのような場合も取消ができるようになりました。

2 「過量販売」の規制

認知症で判断能力が低下した高齢者などに対し、そのことにつけ込んで、必要もないのに同じ商品を何度も買わせるといった悪質商法による被害が問題となっています。

改正法では、そのような場合を想定して、事業者が、契約相手の消費者にとって「通常の分量を著しく超えること」を知りながら商品等を販売した場合には、消費者はその契約を取り消すことができることになりました。

3 「取消権の行使期間」が半年から1年に

消費者契約法の規定による取消権は、これまでは、契約を取り消すかどうかの判断ができる状態になってから半年以内に行使しなければならいとされてきました。

改正法では、その期間が半年から1年に伸ばされました。

4 「解除権を放棄させる条項」は無効

消費者契約法には、消費者にとって一方的に不利益な内容の契約条項を無効にする規定があります。消費者が損害を被っても事業者は一切責任を負わないとする条項や、必要以上に多額のキャンセル料を消費者に課すような条項は、消費者契約法で無効になります。

改正法では、それらに加えて、さらに、事業者に落ち度があっても消費者は契約を解除できないとするような条項は無効とされることになりました。

5 多くの課題が今後の検討に

今回の消費者契約法の改正に向けた審議においては、ご紹介した改正事項以外に、検討されたものの改正に至らず、今後さらに検討を要するとして積み残しになった課

題が数多くあります。例を挙げると、認知症などで「合理的な判断ができない状況」にある消費者との契約について規制のあり方が議論されましたが、規制の仕方によっては、消費者が認知症であるかどうかなどのプライバシー情報を事業者側が広く取得せざるを得ないことになり、そのことは消費者側にとっても不利益をもたらしかねないといった意見などが出て、抜本的な改正には至りませんでした。妥協の産物のようなものとして、前記2の「過量販売」の規制が導入されましたが、この規制では、例えば、認知症高齢者が不動産を相場とかけ離れた価格で取引させられたような場合には対応できません。

改正が先送りにされた課題について、今後の議論の行方が注目されます。

定年再雇用後の賃金減額に「合理性」－会社側が逆転勝訴 (事務所ニュース春号の続報)



弁護士
松森 彬

定年後に再雇用されたトラック運転手の男性3人が、定年前と同じ仕事であるのに賃金が下げられたのは違法だとして定年前と同じ賃金を支払うよう勤務先の運送会社「長沢運輸」に求めていた訴訟の控訴審判決が11月2日に東京高裁でありました(地裁判決は「新しい法律のご案内」の2016年春号でご紹介しました)。

高裁は、「定年後に賃金が引き下げられ

るのは社会的に受け入れられており、一定の合理性がある」と判断して、運転手側の訴えを認めた東京地裁の判決を取り消し、請求を棄却しました。

非正規雇用労働者の賃金格差を是正する必要がありますが、今の法律(労働契約法)は合理的理由がない処遇の格差を禁止しているだけで、同一労働同一賃金の考え方はまだ法律にはなっていません。合理的理由がある差は許されますので、定年後の給与が2割強の減額になったことに合理性があるかどうか争われ、高裁は一定の合理性があると判断しました。運転手側は上告しましたので、最高裁の判断が待たれます。

アメリカで充実した日々を過ごしています



弁護士
柳本千恵

今年の7月、夫の留学に伴い、ロサンゼルスでの生活をスタートしました。

渡米前は、治安や言語の面で、アメリカでの生活に不安もありましたが、言語や文化の違いなど全く気に掛けずにはしゃぎまわる息子から元気をもらいつつ、充実した毎日を過ごしています。幸い、これまでのところ危険な目にあったこともありません。

日本との文化の差を感じることは多々ありますが、中でも、おしゃべり好きな人が多いことには驚きました。全く見ず知らずの人から話しかけられることは日常茶飯事です。どこのスーパーマーケットでも、レジのスタッフと買い物客が楽しそうに会話をしています。当初は、お互い顔見知りなのだろうと思っていましたが、どうやらそうではないようで、見ず知らずの私にも「今日買ったこの肉はどうやって調理するつもり?」とか、「そのスニーカーどこで

買ったの?」などといった質問がレジのスタッフから飛んできます。当初はまさかスーパーのレジでそんな質問をされるなんて考えてもいませんでしたので、うまく答えられずにいましたが、最近では、むしろ私の方から日本では見たことのない野菜の調理方法を尋ねたりするようになって、レジでの会話が買い物の楽しみの一つになりつつあります。

また、現在私たち家族は夫が通う大学の寮に住んでいるのですが、ここには、中南米、ヨーロッパ、中東等の様々な国からやって来た留学生とその家族が住んでおり、世界各国の人たちと交流することができます。広大な寮の敷地内には公園がいくつかあり、毎日そこで息子を遊ばせているうちに、私にも息子にも様々な国の友人ができました。

私は、夫より一足早く息子とともに来年の3月に帰国し、4月から業務を再開する予定です。1年足らずの短い滞在ですが、1日1日が刺激的で、私にとっても息子にとっても貴重な経験になっています。残りの期間も、多くの人と出会い、様々な経験をして、復帰後の職務の糧にできればと思っています。



事務局だより

「写経と御朱印」

大浜 愛子

数年前から写経と御朱印に興味を持っています。写経はお寺にお納めし、その代わりに御朱印を頂くことにしています。お清めをした後に姿勢を正して般若心経を書く時間は、集中することができて大好きです。

最近の御朱印ブームで、寺社仏閣では御朱印帳を持った人を多く見かけます。あるお寺の受付では「御朱印はスタンプラリーではありません」と注意書きがあり、自分の欲深さを反省する一方で、別のお寺では「期間限定御朱印」と言われるところもあり、寺社に多少の商売っ気を感じたりします。

私は「限定」という言葉が気になりながらも、「御朱印は写経を納めたところだけ」というマイルールを守っています。

「食堂おがわ」

田村 まゆか

京都の河原町近くに、「食堂おがわ」という予約がととてもむずかしいお店があります。目の前で、調理や盛りつけをしていただく日本料理ですが、堅苦しい雰囲気ではなくて、とても気軽に楽しめるお店です。鶏の唐揚げ、てっばい、毛ガニの酢の物・・・こだわりのお店です。今年の1月に初めて訪問して、とても美味しかったので、そのとき次の予約をしたら、ナント!! 9月まで待ちました。とても良いお店なのでホントは教えたくないのですが・・・次回、3回目の訪問はいつになることやら？

「東北旅行」

弓場 梓

少し前になりますが、家族3人で東北へ旅しました。以前から一度、中尊寺の金色堂を見てみたかったのです。

仙台へは伊丹から飛行機で1時間30分ほどで着きました。まずは牛タンで腹ごしらえをし、車で岩手へ向かいました。中尊寺には色々とお社があるのですが、世界遺産に含まれているせいか、国内外問わず観光客で溢れていました。その中で金色堂は木に囲まれて高台にあり、一際荘厳な雰囲気を醸し出していました。遠くから見ると金色が目立ちますが、間近で見るとかえって繊細な細工が目につきます。螺鈿に蒔絵、象牙も使われているとのこと。人が多くじっくりとは見られませんでした。大満足でした。

東北には美味しい物も多く、まだまだ食べたいものもありました。時間ができたら、また行こうと思います。



弓場 梓

大浜 愛子

田村 まゆか

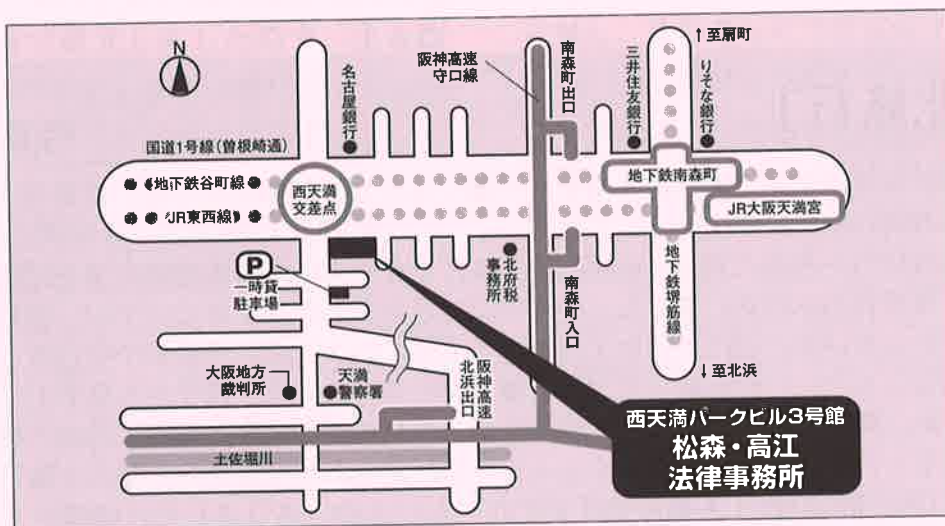
事務所案内

業務のご案内

- 業務時間【平日】午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分
- 相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。
- 初回相談料…30分 5,250円

事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階
地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅①番出口を出て国道1号線を右(西)へ5分
TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください
URL <http://www.mt-law.jp/>

● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】

松森 彬・高江俊名・柳本千恵